

## 旭川市新型コロナウイルス感染症地域医療機関支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、クラスター発生時に外来診療を休止することにより、クラスターの早期終息に努めた医療機関及び、発熱者等を診療する医師自身が感染し、外来診療の休止を余儀なくされた医療機関に対する支援金の支給について必要な事項を定め、早期の再開又は診療の維持・継続に要するかかり増し経費に対する支援を行い、本市において必要な医療体制を維持することを目的とする。

### (対象医療機関)

第2条 本事業の対象とする医療機関は、市内医療機関のうち、次の各号に掲げる医療機関とする。

- (1) 北海道知事が指定する発熱者等診療・検査医療機関
- (2) 旭川市医療体制整備支援事業における協力医療機関及びサポート医療機関
- (3) その他市長が本事業の対象と認める新型コロナウイルスの感染を疑う発熱等の有症状者の診療を行う医療機関

### (支給要件)

第3条 前条に規定する医療機関のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する医療機関に支援金を支給する。なお、申請時点においていずれも該当する場合は、本条第1号の要件をもって支給する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症のクラスターに認定され、令和3年4月1日以降に、医療機関の全部又は一診療科以上の外来診療を休止した医療機関
- (2) 診療を行う医師が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、令和3年4月1日以降に、医療機関の全部又は一診療科以上の外来診療を休止した医療機関

### (対象医療機関への本市の支援)

第4条 別表に定める区分に応じ支援金を支給する。なお、支給回数については、一医療機関につき、前条第1号又は第2号のいずれか1回を限度とする。

### (実施期間)

第5条 本事業の実施期間は施行の日から令和5年3月31日までとする。

(支給申請等)

第6条 支援金の支給を希望する医療機関は、別に定める期日までに旭川市新型コロナウイルス感染症地域医療機関支援金支給申請書及び口座振込申出書(様式第1号及び様式第2号。以下「申請書等」という。)を市長に提出するものとする。

(支給の決定)

第7条 市長は、申請書等の提出があったときは、その支給の可否を決定し、旭川市新型コロナウイルス感染症地域医療機関支援金支給決定通知書(様式第3号)又は旭川市新型コロナウイルス感染症地域医療機関支援金不支給通知書(様式第4号)を対象者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給を決定した支給対象者に対し、口座振込により支援金を支給する。

(その他)

第8条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和4年11月11日から施行する。

別表

区 分(※)	金 額
病 院	1,000千円
診療所	300千円

※医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5の規定による区分